札幌社保協

2008年 9月3日(水)

社保協事務局 発行 ™823-0867 Fax821-3701

E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp http://www.sapporo-syahokyo.jp/ 国保・介護110番 は9月25日(木)で す。後期高齢者の 相談も受けていま す。

介護労働者・事業所、利用者の実情を踏まえた、介護報酬引き上げと、利用者への負担軽減を!

札幌社保協が市の介護保険課と懇談

札幌社保協は8月29日、06年12月~07年1月に行った「ケアマネ現場実態アンケート」の報告を基に、市の介護保険部門と09年介護保険見なおしに向けた懇談会を行いました。

市側からは介護保険課長、介護予防担当課長、事業指導担 当課長と各係長ら8人が出席、札幌社保協からは勤医協在宅 や地域社保協の代表など23人が出席しました。



アンケート報告と現場の声を紹介

ケアマネアンケートの内容について、勤医協在宅の 太田さんがまとめを基に報告、ケアマネの忙しい労働 実態や利用者と行政の狭間になる悩み、単独では居宅 事業所を続けていけないような経営の困難等について 述べました。続けて現場のケアマネから、具体的な事 例が出されました。

- 1) がん末期の認定問題 退院時は予防・区分変更は 認定が遅い。役所から場合によっては自費と伝えるよ うに言われる。
- **2) 認定の問題** 要支援1から2になって同じサービスを受けたいのに2倍の負担になり(通所)何故こんな結果になるのかと説明を求められる。制度の矛盾をケアマネが肩代わりして説明求められる。
- 3) 要介護1から要支援2となり、自立の観点でケアプランの指導を受ける。高齢者にとって現状を維持しするということが大変重要な事を理解してほしい。また、たとえ歩行が出来たとしても、冬場の外出など転倒の危険性が大きいしサービスが必要な場合も多い。

介護報酬引き上げの要望は札幌市もしている

引き上げは市も重要との認識で、大都市介護保険課 長会議でも国へ要望している。保険料・利用料への影響がないようにするには、現行制度を見直さない限り 難しい。

市の独自サービス、介護労働者確保の施策

現在行っている配食サービスなどの説明と、地域雇用創出事業で介護資格を持って就職していない人への研修制度などの説明があった。新たな独自サービスを実施するのは難しい。

保険料・利用料の軽減、減免制度の拡充は難しい

札幌は7段階の保険料にしているが、市民税非課税部分の軽減拡大をすると、他の段階の保険料にはねかえるので、国の助成がなければ難しい。保険料・利用料については、一般財源の繰入をしないなどの国からの3原則の指導がある。

介護保険会計ー予防給付が見込みを下回る

O6年度の介護保険会計の執行率は98%で特段低いわけではない。準備基金(介護保険会計の積立金-O6年度決算まで34億円)について多いか少ないかは意見はあると思うが、会計に不足が生じた場合に使うためである。

介護保険会計の予算が残ったのは、給付が思ったほど伸びなかったためと説明。この実態は主に介護予防の給付抑制が働いたためで、06年度決算では介護予防サービス給付費は、予算比22.3%となっています。

基金の使い道はどうするのか?

来年度改定の介護保険料に使いたい。

保険料を上げない、据え置くと言う形か?

そのように考えている。

基金を市の独自サービス実施に使う、減免制度拡大に使うなどの考えはないか?

基本的には介護保険料に使われる。提案は検討してみたい。

第4期事業計画策定と介護報酬改定の動向

準備を進めているが国からの指針が示されていないのと、報酬が決まらなければなかなか難しい。9·10月で3年間のサービス見込み設定、11月頃介護保険料の仮設定、12月-1月にパブリックコメントの予定。3月にまとめた市の利用者・事業者アンケートは、第4期策定事業に生かしていく。

介護保険料の口座振替は?

厚労省は後期高齢者とは別と言っており、全く考え ていないようだ。

認定区分の細分化などはあるのか?

今のところは聞いていない。これ以上の細分化はないと思われる。

その他

介護関係車両の駐車許可証は、道警では個別に申請・相談をと言っている。特養待機者は5000人前後で、地域密着型などを含め考えていく。